平成十二年改正法附則第十一条第一項各号列記以外の部分	法による年金である給付	、法	（法	並びに法	平成十四年改正法附則第十一条第二項	として法	平成十二年改正法附則第十一条第一項
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付	、なお効力を有する改正前国共済法第二条の規定による改正前の法をいい、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付の支給を停止する場合（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定（以下同じ。）の規定により読み替えられた場合を含む。）について	（なお効力を有する改正前国共済法	並びになお効力を有する改正前国共済法	平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の昭和六十年改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法」という。）	としてなお効力を有する改正前国共済法	昭和六十年改正法
平成十二年改正法附則第十一条第一項各号列記以外の部分	法による年金である給付	、法	第七十二条の二	、法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項に規定する従前額改定率を乗じて得た金額に		
平成十二年改正法附則第十二条第一項各号列記以外の部分	法による年金である給付	、法	第七十二条の二	、なお効力を有する改正前国共済法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項に規定する従前額改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項及び第二項に規定する従前額改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額に		

平成十二年改正法附則第十二条第一項第二号	としてなお効力を有する改正前国共済法	第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法				
平成十二年改正法附則第十二条第二項	、法	（法	昭和六十年改正法	、なお効力を有する改正前国共済法	（なお効力を有する改正前国共済法	なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法	
平成十二年改正法附則第十二条第五項	係る	係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十九条第一項の規定により読み替えて適用する					
平成十二年改正法附則第十二条第六項	法第七十二条の二	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）	なお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二			
平成十二年改正法附則第十二条第一項	法第七十二条の三から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた規定（以下同じ。）第四十三条の規定による読替えの六まで					
平成十二年改正法附則第十二条第二項	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項				
平成十二年改正法附則第十二条第三項	法第七十二条の四（法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五					
平成十二年改正法附則第十二条第四項	法第七十二条の五（法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五					
平成十二年改正法附則第十二条第五項	法第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五					
平成十二年改正法附則別表備考	法第七十二条の三第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号					